

市民大学トラム総合講座 東三河生涯学習連携講座 東三河の史跡をめぐる

日程など: 下表(全7回) **対象:** 5~6Kmの行程を歩ける方 **内容:** 「史跡」をテーマに、東三河各地の魅力や課題などを検証します
定員: 60人(抽選) **受講料:** 無料 **申し込み:** 4月20日までに生涯学習課(☎51・2849)

■東三河の史跡をめぐる

とき	テーマ	集合場所	講師※敬称略
5月11日(金) 午後1時~3時30分	別所街道と路傍 <small>ろぼう</small> の仏を訪ねて	東栄グリーンハウス駐車場 (北設楽郡東栄町)	金田新也(東栄町職員)
5月18日(金) 午後1時30分~3時30分	伊良湖岬の碑めぐり	伊良湖クリスタルポルト (田原市伊良湖町)	天野敏規(田原市職員)
5月25日(金) 午後1時30分~3時30分	「古代」天平の里をめぐる	三河天平の里資料館 (豊川市八幡町)	平松弘孝(豊川市職員)
6月1日(金) 午前9時30分~午後2時30分	歩いて知る 森林鉄道	奥三河総合センター駐車場 (北設楽郡設楽町)	今泉宗男(設楽町文化財保護審議会委員)
6月8日(金) 午後1時30分~3時30分	蒲郡の戦国時代と史跡	蒲郡市民会館 (蒲郡市栄町)	平野仁也(蒲郡市職員)
6月29日(金) 午後2時~4時	普門寺をめぐる	普門寺 (雲谷町)	林隆清(普門寺住職)ほか
7月27日(金) 午後1時~4時	設楽原 武田二十四将をめぐる	新城市設楽原歴史資料館 (新城市竹広)	湯浅大司(新城市職員)

市民大学トラム一般講座

※開催場所は申込先と同じ

詳しくは生涯学習情報サイト「e-glad!^{イーグラッド}」(<http://www.e-glad.jp/>)

講座名	とき	対象/定員(抽選)/ 受講料	内容/講師※敬称略	申し込み
アートセラピー 3原色で描く やさしい水彩画 (全6回)	5月2日、6月6日、7月 4日、8月8日、9月5日、 10月3日の水曜日 午後1時~3時	12人/1,500円(別途 材料費1,550円必要)	経験に関係なく、だれで もできる水彩画の描き方 を学びます/さはらいく よ(キミコ方式公認講師)	4月15日までに返信先明記の 往復はがきで住所、氏名(ふり がな)、電話番号を前芝地区市 民館(〒441-0152前芝町字西 93 ☎32・3750)
パパの料理教室 (全6回)	5月19日、6月2日・16日、 7月7日・21日、8月4日 の土曜日 午後3時30分~5時30分	子どもをもつ親/16 人/1,500円(別途材 料費3,000円必要)	食材の個々の持ち味を生 かして、健康に配慮した 家庭料理づくりを楽しみ ます/金山有美(食育ク ッキングアドバイザー)	4月20日までに、はがきで郵 便番号、住所、氏名、電話番 号を五並地区市民館(〒441- 3113細谷町字上大附98-9 ☎ 21・2729)

幼児ふれあい教室 ※開催場所は申込先と同じ

講座名	とき	対象/定員(抽選)/ 受講料/その他	内容/講師※敬称略	申し込み
子育てを楽しくする コツを見つけよう (全5回)	4月19日~5月24日の 木曜日 午前10時~11時30分	1歳児と保護者/15 組/1,000円/4回目 のみ託児あり(おやつ 代など200円必要)	遊びをとおして子どもと 楽しくつきあうとともに、 親同士がふれあい、学び あいます/藤城由子(認定 子育てアドバイザー)ほか	4月3日~10日に南陽地 区市民館(草間町字平東 ☎48・6576)
お母さんと一緒に いっぱい遊ぼう! (全6回)	5月9日~7月18日の 隔週水曜日 午後1時30分~3時	9か月~1歳児と保護 者/20組/1,000円/ 6回目のみ託児あり (おやつ代など200円 必要)	親子で楽しく遊んだり、 育児の悩みを共有したり して、親同士の仲間作り をします。父親の参加歓 迎/小柳津恵子(人形劇団 主宰)	4月10日~20日に中部 地区市民館(東松山町 ☎ 53・0638)
幼児とママのための 食育講座 (全4回)	5月10日・17日・24日・ 31日の木曜日 午前10時~11時45分	2・3歳児と保護者/10 組/1,000円(別途材 料費2,000円必要)/4 回目のみ託児あり(お やつ代など200円必要)	親子で、料理をとおして 食べることの大切さを学 びます/金山有美(食育ク ッキングアドバイザー)	4月20日までに、はがき で住所、親子の氏名、子 の年齢・性別・アレルギー の有無と内容、電話番 号を五並地区市民館(〒 441-3113細谷町字上大 附98-9 ☎21・2729)

国民健康保険税納税通知書(第1期分)を送ります

平成24年度国民健康保険税第1期分(仮算定)の納税通知書を4月3日付けで世帯主に発送します。お近くの金融機関またはコンビニエンスストアでお支払ください(ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・岐阜・三重・静岡県にあるもので納期限内に限る)。

■世帯主が納税義務者です
世帯主が加入していても、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主あてに発送します。

■課税額
〈普通徴収の方(納税通知書および口座振替払い)〉
第1期分(仮算定)は、平成24年度の市民税額と固定資産税額が確定していないため、平成23年度第1～8期分の課税額を年間の納期数(8回)で割った金額相当額です。第2期(8月の本算定)以後の課税額は、平成24年度の市民税額と固定資産税額、被保険者数および加入月数で算定します。

税額の修正の申し出ができます
平成24年度の税額が平成23年度の税額の2分の1未満と認められる場合には、第1期の納税通知書を受け取った日の翌日から30日以内に税額の修正を申し出ることができます。

〈特別徴収の方(年金より天引き)〉
4月徴収は、平成24年2月の徴収額と同じ金額を天引きします。また、平成24年4月から特別徴収の対象となった方の4月徴収は、平成23年度の課税額(12か月分)の6分の1の金額相当額です。

〈税制改正に伴う影響緩和措置がとれます〉
市の国民健康保険税の所得割は、市民税所得割額を算定の基礎としています。税制改正により若年者扶養控除が縮小されたため、平成24年度市民税所得割額が増額となる場合があります。保険料も影響を受けることになります。このため、同一世帯内に19歳未満の被保険者がいる場合には、所得割の算定基礎から一定額を控除する緩和措置がとられます。緩和措置については、8月に送付する本算定から反映します。

■平成24年度国民健康保険税率と課税限度額

	医療分 (74歳以下の方)	後期高齢者支援金分 (74歳以下の方)	介護分 (40～64歳の方)
所得割	市民税所得割額 × 178 / 100 (176 / 100)	市民税所得割額 × 73 / 100 (59 / 100)	市民税所得割額 × 62 / 100 (58 / 100)
資産割	固定資産税額(土地・家屋) × 10 / 100 (20 / 100)	固定資産税額(土地・家屋) × 4 / 100 (7 / 100)	固定資産税額(土地・家屋) × 2 / 100 (4 / 100)
被保険者均等割	被保険者1人につき 32,400円(33,600円)	被保険者1人につき 11,100円(10,500円)	被保険者1人につき 12,600円(12,900円)
世帯別平等割	1世帯につき 23,700円(24,900円)	1世帯につき 8,700円(7,800円)	1世帯につき 6,300円(6,600円)
課税限度額	510,000円(510,000円)	140,000円(140,000円)	120,000円(120,000円)

※()内は平成23年度の税率と課税限度額

問合先 国保年金課(☎51・2295)

■4月1日(日)から限度額適用認定証が外来診療でも使えます

4月1日(日)から、高額な外来診療を受ける場合、限度額適用認定証を病院や薬局へ提示することで、窓口での支払いが上限額までとなります(月あたりの上限額は所得に応じて異なります)。限度額適用認定証の交付を希望する方は、事前に申請してください。なお、現在限度額適用認定証をお持ちの方は、外来診療でもそのまま使えます。

〈限度額適用認定証の交付〉

対象 70歳未満で国民健康保険税の未納がない世帯の方、70歳以上で住民税非課税世帯の方※70歳以上で住民税課税世帯の方は高齢受給者証で対応するため対象外 **申請に必要なもの** 交付を受ける方の国民健康保険証 **申請先** 市役所国保年金課(西館1階☎51・2286)



限度額適用認定証